

えど Pay

取扱店 募集要項

令和6年度えど Pay 事務局

令和6年10月24日

◆事業の趣旨

江戸川区商店街振興組合連合会・江戸川区商店街連合会が実施する「商品券まつり」において、江戸川区プレミアム付デジタル商品券を発行し、区内商店の活性化を図る。

I プレミアム付デジタル商品券について

事業概要（予定）

- (1) 名 称：えど Pay
- (2) 実 施 主 体：江戸川区商店街連合会
- (3) 発 行 額：4億8千万円（プレミアム率20%）
- (4) 販 売 数：8万セット
- (5) 券 種：A券≪参加全店舗で利用可能≫
B券≪一部店舗を除く店舗で利用可能≫
- (6) 販 売 額：A券【3,000円分】、B券【3,000円分】
合計6,000円分を1セットとして、5,000円で販売
- (7) 使 用 期 間：令和6年11月1日（金）から令和6年12月31日（火）まで
- (8) 販 売 方 法：WEBにより申込を受け付け、抽選により当選した購入者に、アプリ内にて通知。アプリ内に記載の方法でクレジットカード決済にて購入可能。
（一次申込のみコンビニ払い可）
- (9) 応 募 期 間：1次：令和6年9月2日（月）から令和6年9月30日（月）まで
2次：令和6年10月11日（金）から令和6年10月20日（日）まで
- (10) 当 選 者 通 知：1次：令和6年10月11日（金）以降順次
2次：令和6年10月31日（木）以降順次
1次、2次に関しては、メールでの通知をもって当選の発表とする。
- (11) 購 入 対 象 者：1次：江戸川区内在住者・在勤・在学者且つ
2024年11月1日時点で16歳以上の方
2次：購入時16歳以上の方、江戸川区在住者・在勤・在学者以外
の方も購入可能。
- (12) 購 入 限 度：1次：購入対象者1人につき最大10セットまで
2次：購入対象者1人につき最大10セットまで
例) 1次10セット・2次10セットまでそれぞれ購入可能
- (13) 使 用 可 能 店 舗：本事業に参加を希望する区内の店舗（対象要件・審査あり）

II 取扱店の募集概要

1 登録資格

取扱店の登録資格は、当該事業に参加を希望する江戸川区内の店舗（事業所）とし、次に掲げるものを除く

- (1) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定するもの
- (2) 江戸川区暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が関わるもの
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他事務局が不相当と認めるもの

2 商品券取扱いに関するルール

取扱店は以下の事項を厳守すること。

- (1) 商品券は物品の販売、または役務の提供等の取引においてのみ使用すること。
- (2) 商品券の売買や譲渡、商品券と現金の交換は行わないこと。
- (3) ステッカー、二次元コード、ポスター等を消費者の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 商品券のみでは会計が不足する場合は、不足分を現金等で受け取ること。
※ 1 円単位まで利用できることを消費者に案内しているため、不足が生じる場合でも商品券の支払いを断らないこと。
- (5) 独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合は、顧客が容易に認識できるよう、陳列棚や、チラシ等にその旨を明示すること。また、他企画との併用不可、ポイント加算対象外、商品券使用上限額等を定める場合も同様の周知を行うこと。
- (6) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者に責を問わないこと。
- (7) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、利用を拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報するとともに、えど Pay 事務局にも報告すること。
- (8) 購入した商品券を自店舗で直接換金することや、商品の仕入れ等に使用しないこと。
- (9) 江戸川区商店街連合会並びにえど Pay 事務局が行う調査へ協力すること。
- (10) えど Pay 発行に関する運営に協力すること。
- (11) チェーン店（同一店を 11 店舗以上展開している店舗）は江戸川区商店街連合会に加盟すること。

3 A 券・B 券対象店舗

- (1) A 券《参加全店舗で利用可能》
- (2) B 券《一部店舗※を除く店舗で利用可能》

※同一店を 11 店舗以上展開している店舗

ただし、江戸川区に本社所在地（登記簿）を置く店舗は B 券も利用可能

4 取扱店手数料

- (1) 江戸川区商店街連合会加盟店舗 売上額の 1 %
 - (2) 江戸川区商店街連合会加盟店舗かつチェーン店
(フランチャイズ・ボランタリー含む) 売上額の 2 %
 - (3) 江戸川区商店街連合会非加盟店舗 売上額の 3 %
- ※手数料は口座振込時に差し引かれます。

5 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- (2) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入や宝くじ及び各種娯楽チケット等の購入等
- (3) 医療保険や介護保険等の一部支払い（処方箋が必要な医薬品の購入を含む）
- (4) 商品、役務の提供等の引換券の代金を前払いするもののうち、有効期限が令和 6 年 12 月 31 日を超えるもの
- (5) 性風俗関連特殊営業、キャバレー、パチンコ店などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
- (6) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (7) 金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金
- (8) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場（一次預かりを除く。）などの不動産に係る支払い
- (9) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱店以外の事業者への支払い
- (10) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- (11) やむを得ない理由により取扱店が取扱いを不可としたもの
- (12) その他「えど Pay」事務局（以下「事務局」という。）が不相当と認めるもの

【誓約事項】

- 1) 店舗売場面積は 1,000 m²以上ではありません。また、店舗売場面積が 1,000 m²以上の商業施設内の店舗ではありません。 ※大店立地法・大店法確認要
- 2) 商品券を使用できない対象外品目のみを取扱う事業者ではありません。
- 3) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 4) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 5) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- 6) 商品券の使用期間中（令和 6 年 11 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日）は取扱店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 7) 募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 8) 商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9) 商品券の取扱に対して、事務局からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 10) 登録した店舗名・所在地・電話番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- 11) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定するものではありません。
- 12) 江戸川区暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団関係者ではありません。
- 13) 本事業終了後、記入いただいたご連絡先に本事業に関するアンケート調査を行う場合があります。また、本事業に関して取得した情報は、江戸川区に提供する場合があります。
- 14) 利用可能券種について「店舗参加基準・利用可能券種」に該当する券種にて運用することを了承します。
- 15) えど Pay 手数料について「店舗参加基準・手数料率」で該当する料率を江戸川区商店街連合会に納めます。
- 16) 「取扱店向け振込スケジュール」を過ぎてからの返金処理は受付できないことを了承します。
- 17) 審査の結果、取扱店になれない場合があることを了承します。
- 18) 上記すべての誓約に同意します。

店舗参加基準・手数料率

区商連加盟状況	店舗種別	手数料率
加盟	チェーン店に該当しない店舗	売上額の1%
	チェーン店 (フランチャイズ・ボランティア含む)	売上額の2%
非加盟	全店舗	売上額の3%

店舗参加基準・利用可能券種

区商連加盟状況	店舗種別	利用可能券種
加盟+非加盟	同一店を11店舗以上展開していない店舗	A券+B券
加盟	同一店を11店舗以上展開している店舗（本社を <u>区内</u> に有する店舗）	A券+B券
加盟	同一店を11店舗以上展開している店舗（本社を <u>区外</u> に有する店舗）	A券
非加盟	同一店を11店舗以上展開している店舗（本社を区外に有する店舗）	加盟店登録不可

【主催】

江戸川区商店街振興組合連合会・江戸川区商店街連合会

【問合せ先】

えどPay事務局（コールセンター）

TEL:03-6834-2973